

扶養届(新規・異動)

西暦 年 月 日

所属 _____

職員番号 _____

氏名 _____

㊟

扶養親族 記入欄								
氏名(フリガナ)	生年月日(西暦)	年齢	続柄	職業・収入	障害者の該当	異動年月日(西暦)	異動理由	総務人事課 使用欄
	・ ・ ・			(職) (収入)	有・無	・ ・ ・		健保・税・手当
	・ ・ ・			(職) (収入)	有・無	・ ・ ・		健保・税・手当
	・ ・ ・			(職) (収入)	有・無	・ ・ ・		健保・税・手当
	・ ・ ・			(職) (収入)	有・無	・ ・ ・		健保・税・手当
	・ ・ ・			(職) (収入)	有・無	・ ・ ・		健保・税・手当

【参考】収入からみる扶養の範囲

続柄・年齢	収入範囲(年間収入)		健保扶養 ※扶養認定日以後の 1年間	税扶養 ※1月～12月 の1年間	扶養手当 (正職員のみ)
	対象家族	職員			
配偶者 (60歳未満)	103万円以下	1,120万円以下	○(年金含)	○	○
	103万円以下	1,120万円超	○(年金含)	×	○
	103万円以上130万円未満	-	○(年金含)	×	○
	130万円以上	-	×	×	×
子・兄弟姉妹 等 (年度末年齢24歳以下)	103万円以下	-	○	○	○
	103万円以上130万円未満	-	○	×	○
	130万円以上	-	×	×	×
子・兄弟姉妹 等 (年度末年齢25歳以上)	103万円以下	-	○	○	×
	103万円以上130万円未満	-	○	×	×
	130万円以上	-	×	×	×
配偶者・父母 等 (60歳以上65歳未満)	103万円(年金収入のみの場合、108万円)以下	-	○(配偶者は年金含)	○	○
	103万円以上180万円未満	-	○(配偶者は年金含)	×	○
	180万円以上	-	×	×	×
配偶者・父母 等 (65歳以上75歳未満)	103万円(年金収入のみの場合、158万円)以下	-	○(配偶者は年金含)	○	○
	103万円以上180万円未満	-	○(配偶者は年金含)	×	○
	180万円以上	-	×	×	×
配偶者・父母 等 (75歳以上)	103万円(年金収入のみの場合、158万円)以下	-	×	○	○
	103万円以上	-	×	×	×
障害者 (年齢による制限なし) ※障害者手帳の写し 提出のこと	103万円以下	-	○	○	○
	103万円以上180万円未満	-	○	×	○
	180万円以上	-	×	×	×

※ ただし健保扶養は健康保険組合の認定によるため、目安となります。

※ 収入以外の条件についてはお問い合わせください。

【総務人事課使用欄】

処理項目	処理日	処理㊟	備考
家族登録	年 月 日		

<記入例>

扶養届(新規・異動)

西暦 年 月 日

該当しない方は提出不要です

所属

扶養する方の情報を記入
ください。 就任者は→
に記名・捺印ください。

職員番号

氏名

三井 太郎

三井

扶養親族 記入欄								
氏名(フリガナ)	生年月日(西暦)	年齢	続柄	職業・収入	障害者の該当	異動年月日(西暦)	異動理由	総務人事課 使用欄
三井 花子	1975. 10. 1.	44	妻	(職) 5万 (収入)	有・無	2020. 4. 1.	入職のため	健保・税・手当
三井 花江	2010. 7. 15.	9	長女	(職) 無・0 (収入)	有・無	2020. 4. 1.	入職のため	健保・税・手当
				(職) (収入)	有・無			健保・税・手当
				(職) (収入)	有・無			健保・税・手当
				(職) (収入)	有・無			健保・税・手当

【参考】 収入からみる扶養の範囲

続柄・年齢	収入範囲(年間収入)		健保扶養 ※扶養認定日以後の 1年間	税扶養 ※1月～12月 の1年間	扶養手当 (正職員のみ)
	対象家族	職員			
配偶者 (60歳未満)	103万円以下	1,120万円以下	○(年金含)	○	○
	103万円以下	1,120万円超	○(年金含)	×	○
	103万円以上130万円未満	-	○(年金含)	×	○
	130万円以上	-	×	×	×
子・兄弟姉妹 等 (年度末年齢24歳以下)	103万円以下	-	○	○	○
	103万円以上130万円未満	-	○	×	○
	130万円以上	-	×	×	×
子・兄弟姉妹 等 (年度末年齢25歳以上)	103万円以下	-	○	○	×
	103万円以上130万円未満	-	○	×	×
	130万円以上	-	×	×	×
配偶者・父母 等 (60歳以上65歳未満)	103万円(年金収入のみの場合、108万円)以下	-	○(配偶者は年金含)	○	○
	103万円以上180万円未満	-	○(配偶者は年金含)	×	○
	180万円以上	-	×	×	×
配偶者・父母 等 (65歳以上75歳未満)	103万円(年金収入のみの場合、158万円)以下	-	○(配偶者は年金含)	○	○
	103万円以上180万円未満	-	○(配偶者は年金含)	×	○
	180万円以上	-	×	×	×
配偶者・父母 等 (75歳以上)	103万円(年金収入のみの場合、158万円)以下	-	×	○	○
	103万円以上	-	×	×	×
障害者 (年齢による制限なし) ※障害者手帳の写し 提出のこと	103万円以下	-	○	○	○
	103万円以上180万円未満	-	○	×	○
	180万円以上	-	×	×	×

※ ただし健保扶養は健康保険組合の認定によるため、目安となります。

※ 収入以外の条件についてはお問い合わせください。

【総務人事課使用欄】

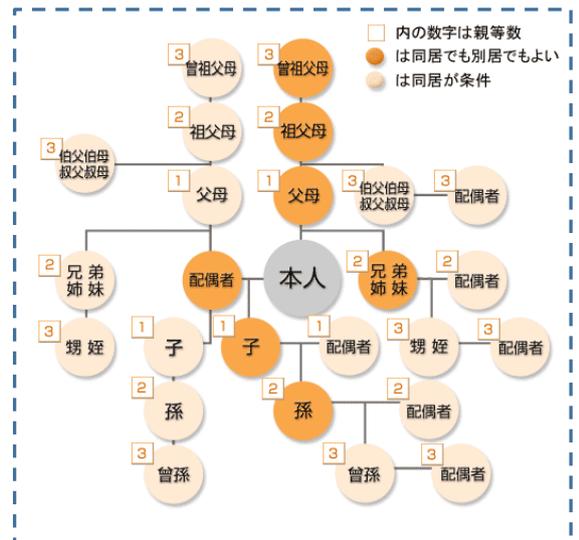
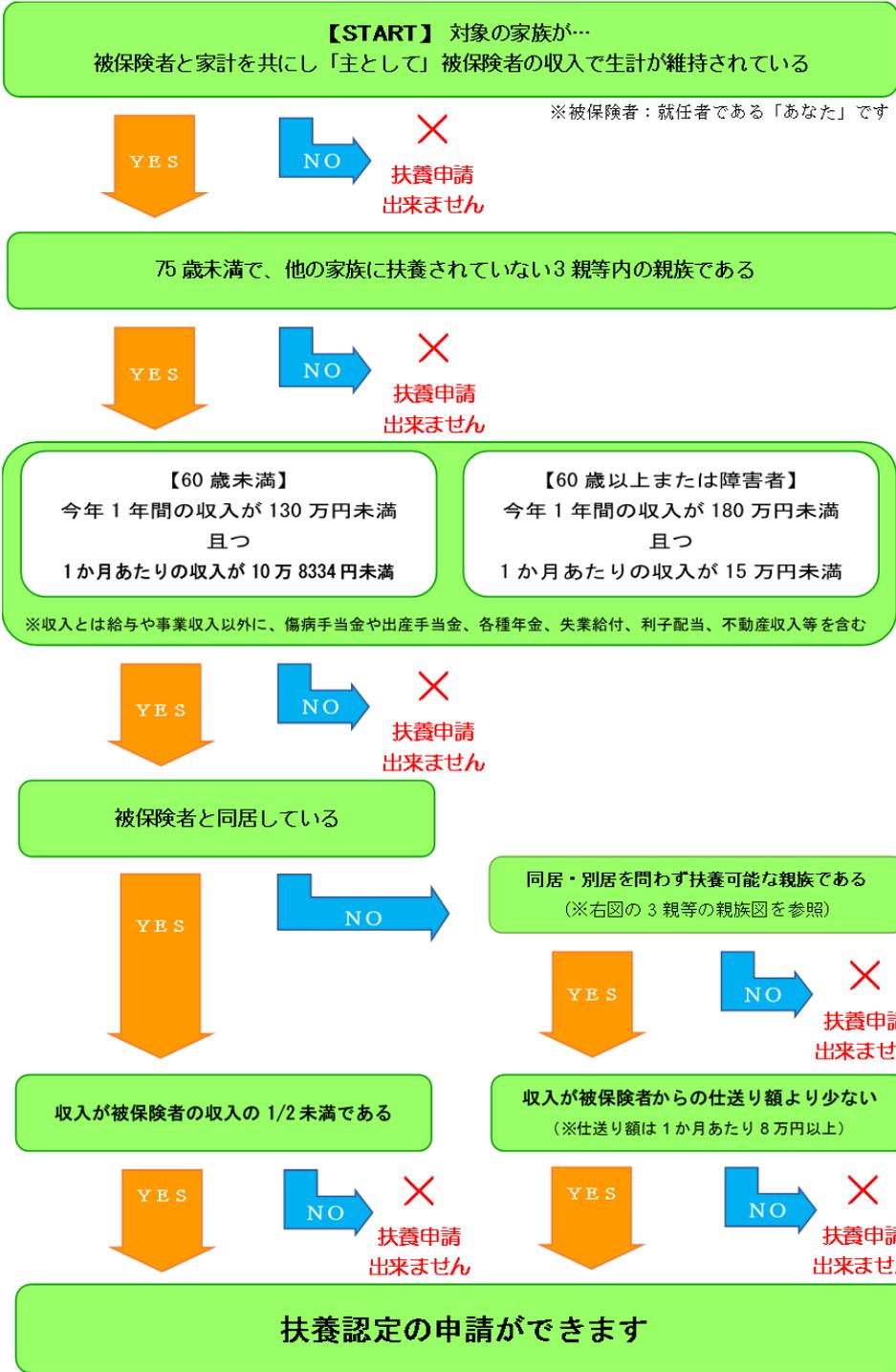
処理項目	処理日	処理印	備考
家族登録	年 月 日		

【健康保険とは】

病気やけが、またはそれによる休業、出産や死亡といった事態に備えるため、国民全員が加入している公的な医療保険制度の一つに「健康保険」があります。保険証を病院の窓口に提示すると、一部の医療費負担で必要な治療が受けられるようになります。

【健康保険の扶養者とは】

健康保険には扶養という制度があります。「家族を扶養する」とは「あなた（被保険者）の収入でご家族（被扶養者）が生活している」状態を指し、手続きをすると保険証が発行されて被扶養者も被保険者同様の健康保険を使えるようになります。対象となるご家族がいるか、下記にてご確認ください。



扶養認定の申請が可能なお家族がいる場合は、別紙【ご家族等、扶養する人がいる就任者へのご案内】をご一読のうえ、必要資料を揃えて就任日当日にご提出ください。添付資料に不備・不足等があると、揃うまで申請が出来ず保険証の発行が遅れますので、予めご承知おきください。